



大内駐在所だより

那珂川警察署
大内駐在所
0287-92-2429

交通反則通告制度（青切符）導入!!

令和8年4月1日から、自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

自転車運転時のルールを守り、安全で適正な利用をしましょう。

～交通反則通告制度とは？～

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符と呼ばれる書面が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。

反則金を納付した時は、刑事手続きへは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。



～自転車運転者講習について～

自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年のうちに2回）と、自転車運転者講習の対象になります。

講習の対象となり、受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。

自転車を運転する際は、ルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

～令和7年中の県内における自転車事故の状況～

発生件数	1 0 6 3 件	(前年比－3)
死者数	8 人	(前年比＋1)
負傷者数	1 0 4 4 人	(前年比－8)
(うち重傷者数)	(1 3 1 人)	(前年比－3 5)

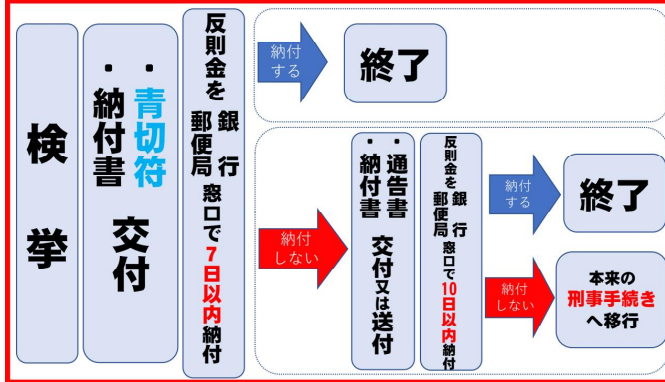
自転車違反

2026年4月1日

青切符導入



16歳以上が対象



青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
 - ・ 携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
 - ・ 信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけた
 - ・ 違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ③ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど

自転車の主な交通違反

3,000円

- 並進走行・二人乗り
- 歩道通行時の通行方法（徐行・停止）

5,000円

- 指定場所一時不停止等
- 傘差し・イヤホン使用

6,000円

反則金の対象ではないけど、命を守るため、ヘルメットを必ずしましょう！

7,000円

- 右側通行
- 信号無視

12,000円

- 即検挙
- 遮断踏切立入り
- 即検挙
- 携帯電話使用等（保持）

詳しくはこちらから

TOCHIGI POLICE